新たな財源の確保と事業経費の節減をめざして
広告事業を推進します

市は、これまで市政ニュースへの広告掲載やホームページバナー広告の掲載などを行い、自主財源の確保に努めてきました。

今後はさらに、市が所有する様々な資産において、民間企業の広告掲載やタイアップなどを積極的に検討し、「広告事業」として、新たな財源の確保と事業経費の節減をめざします。また、広告事業によって得られた収入を、市が行う事業に還元し、市民サービスの向上にも努めます。

広告主を募集

市は、次の広告媒体について、広告主（事業者）を募集します。希望者はいずれも申込前に、市のホームページ（アドレスはページ下参照）に掲載している「西宮市広告掲載基準」、「西宮市広告掲載要綱」をご覧のうえ、必ず問合せ先に連絡してください。

①図書館図書貸出票等感熱ロール紙広告主

市内の図書館・分室で図書貸出時に発行される図書貸出票などの裏面に広告を掲載します。貸出票には感熱ロール紙を使用し、広告主は、広告を掲載した感熱ロール紙（1400巻）を自社で製作し、市に提供することになります。規格・仕様等は、行財政改善推進グループ（**0798・35・3399**）へ問合せを。

【掲載期間】 平成19年1月から1年間

【募集期間】 10月10日～11月10日

②窓口封筒広告主

市役所本庁舎および各支所等の証明書発行窓口で、市民の皆さんが利用できるように用意した封筒に広告を掲載します。封筒は広告代理店が用意します。広告代理店・郵宣企画（**06・6305・2376**）へ問合せを。

【掲載期間】 平成19年3月（予定）から1年間

【募集期間】 平成19年1月31日まで

広告募集情報を配信

市は、今後もほかの媒体への広告掲載を検討しており、希望する事業者の皆さんに対して、広告募集に関する情報を随時Eメールまたは FAX等で配信します。希望者は、事前に電話またはEメールで行財政改善推進グループ（**0798・35・3399**Eメール yo_gyouzai@nishi.or.jp）へ申込を。

市の職員を募集
来年4月採用予定の栄養士、保健師

市は、来年4月採用予定の職員を募集します。職種は栄養士、保健師です。

募集要項および申込書は10月10日から人事課で配布するほか、市のホームページ（アドレスはページ下参照）の「アウトライン西宮」の中の人事情報サイトからダウンロードできます。

申込は、10月10日から23日まで（土・日曜を除く）の午前8時45分から午後5時半の間に、申込書など必要書類を人事課（市役所本庁舎5階☎**0798・35・3549**）へ提出してください。

第1次試験は、いずれも11月5日です。※基本給月額は経歴その他により異なる場合あり

《栄養士》

【対象】 昭和52年4月2日以降生まれの、管理栄養士の免許か登録証をもつ人もしくは来春同免許取得見込みの人

【基本給月額】 19万8028円～23万6944円。ほかに諸手当あり

【採用予定人員】 若干名

《保健師》

【対象】 昭和54年4月2日以降生まれの、保健師免許取得者か来春同免許取得見込みの人

【基本給月額】 21万5640円～25万6506円。ほかに諸手当あり

【採用予定人員】 若干名

防犯情報などを配信します
「にしのみや安心eネット」を開設

市は、10月10日から、防犯情報や防災情報などをパソコンや携帯電話にメール配信する地域安心安全情報共有システム「にしのみや安心eネット」を開設します。

情報配信を希望する人は、次の方法で利用登録をしてください。なお、登録は無料ですが、メール配信のパケット代や通信料は登録者の負担になります。

問合せは安全・安心対策グループ（**0798・35・3395**）へ。

【配信予定情報】 防犯情報（ひったくり情報、不審者情報、緊急情報、防災情報（避難情報、緊急情報）、その他（市からのお知らせなど）

【登録方法】 パソコンから…にしのみや安心eネットサイト（https://anshin.nishi.or.jp/Community/）へアクセスし登録を▽携帯電話から…登録専用のEメールアドレス（anan_r@anshin.nishi.or.jp）へ空メールを送信し登録を（右のQRコードをご利用ください）　※携帯電話で迷惑メール用フィルターを利用している人は、設定変更をしてください（配信元は「anshin@nishi.or.jp」です）

QRコード

健康保険法等の改正により
高額療養費の自己負担限度額が変更

国民健康保険加入者で、医療費が高額になり、一定限度を超える自己負担額を支払った場合、申請により超えた分を「高額療養費」として支給します。

10月1日から健康保険法等が改正され、高額療養費の自己負担限度額が変更になりました。

詳しくは国民健康保険グループ（**0798・35・3120**）へ問合せを。

高齢受給者証をもつ一定以上所得者の医療費
自己負担割合が3割に

健康保険法等の改正にともない、高齢受給者証をもつ人で一定以上の所得がある人は、10月1日以降、医療費自己負担割合が3割に変更されました。対象者には、すでに送付した受給者証とともにお知らせします。

また、「老年者に係る住民税非課税措置の廃止」により、住民税が課税される人と同じ世帯に属する70歳以上の非課税の人で、ほかに課税される人がいない場合は、申請により自己負担限度額と入院時食事療養費が減額されます。申請には、被保険者証と印鑑が必要です。

詳しくは国民健康保険グループ（**0798・35・3120**）へ問合せを。国民健康保険以外の健康保険加入者は、各加入保険担当窓口へ問合せを。

浜甲子園幼稚園
11月入園の4歳児を追加再募集

教育委員会は、浜甲子園幼稚園（枝川町12―3☎**0798・41・4032**）の平成18年度4歳児の入園希望者を追加再募集します。

対象は、平成13年（2001年）4月2日から14年（2002年）4月1日生まれの未就園で市内在住の幼児です。入園は11月1日。募集人数7人。

願書の配布および受付は、10月23日から25日までの午後2時から4時まで、同園で行います（多数の場合10月27日に抽選）。

なお、今回の募集は臨時募集で、今年度限りの臨時的措置です。

問合せは学事グループ（**0798・35・3817**）へ。

市からの伝言板
①市県民税について

市は、市民の皆さんからお問い合わせいただいている事例や市の新しい取り組みなどについて、シリーズで説明します。

今回は、市県民税の税額の変更について説明します。

平成16年3月および平成17年3月に「地方税法」が改正され、全国で実施されました。

この法律改正は、年金受給者の課税最低限（納税が免除される上限所得額）が現役世代の給与所得者よりも極めて高い水準であるという問題点を解消し、所得に応じて負担を分かち合うべきであるとの政府税制調査会答申を受けて行われました。

この法律改正により市県民税では、①65歳以上の老年者控除の廃止、②65歳以上の公的年金控除額の縮小、③65歳以上で一定の所得以下の人に対する非課税（減免）措置の段階的廃止、④定率減税の廃止などが行われました。

問合せは、市県民税については市民税グループ（**0798・35・3267**）へ、納税についての相談は納税グループ（**0798・35・3287**）へ。

介護保険「地域密着型サービス」
事業者を指定しました

市は、介護保険制度の改正にともない創設された「地域密着型サービス」の事業者指定を下表のとおり行いました。

地域密着型サービスは、市が指定・監督を行うことで、地域の実情にきめ細かく対応できるサービス形態です。利用申込やサービス内容など詳しくは、各事業所に問い合わせてください。

問合せは、健康福祉計画課（**0798・35・3050**）へ。※小規模多機能型居宅介護とは、利用者が利用登録をした事業所で、「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」などを、心身の状態や希望に応じて利用できるものです

小規模多機能型居宅介護

事業所名	所在地	電話番号
クララ倶楽部	能登町5－4	0798・63・8988
レインボー西宮	上田西町3－28	0798・43・5450

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

事業所名	所在地	電話番号
ほほえみの郷　シェア甲子園	甲子園浜田町4－9	0798・35・0503
グループホームふれあいの家	山口町船坂字下ヶ平柏木谷1825－3	078・903・2526

ご利用ください
浜脇地域包括支援センターが開設

市は、10月1日に浜脇地域包括支援センター（久保町14―12☎**0798・35・2440**）を開設しました。浜脇・西宮浜中学校区を担当します。

地域包括支援センターは、介護保険制度の改正にともない創設された、地域の高齢者のための総合相談窓口です。

問合せは長寿福祉グループ（**0798・35・3286**）へ。

市営住宅の入居者募集
詳細は10月25日号で

市は、市営住宅の新規入居者を募集します。募集戸数や応募要領などの詳細は、本紙10月25日号でお知らせします。募集期間は10月30日から11月10日までの予定です。申込案内書は募集期間中のみ配布します。

問合せは西宮市都市整備公社募集課（**0798・35・3718**）へ。

市県民税（普通徴収）
第3期分　納期限　10月31日

必ず納期限までに納付を▷納付には便利な口座振替のご利用を▷問合せ先…課税については市民税グループ（**0798・35・3214**）、納税については納税グループ（**0798・35・3287**）

個人市県民税の未申告者対象
実態調査にご協力を

市は、税負担の公平化を図るため、10月10日から平成18年度個人市県民税未申告者の実態調査を行います。該当者には申告書を送付しますので、必要事項を記入のうえ11月6日までに同封の返信用封筒で返送してください。

問合せは市民税グループ（**0798・35・3214**）へ。